

# 少量危険物規制の運用指針

長崎市消防局

# 目 次

ページ

## 凡 例

第1 同一場所の判定	1
1 屋外の場合	1
(1) 容器又は設備による場合	1
(2) 貯蔵タンクによる場合	1
ア 屋外タンク	1
イ 地下タンク	1
2 屋内の場合	1
(1) 通 則	1
(2) 百貨店で化粧品等の商品が陳列されている場合	2
(3) 大学、研究所その他これらに類する施設における実験室等の 場合	2
(4) 共同住宅等の場合	2
3 屋上の場合	2
4 その他特殊な場合	3
(1) 新築工事中の現場における場合	3
(2) 車両系建設機械等に給油する場合	3
(3) シールド工事での場合	3
第2 危険物の倍数算定の一般的な目安	4
1 貯蔵と取扱の区分	4
2 貯蔵量	4
(1) 貯蔵量として算定する危険物	4
(2) 貯蔵量の算定基礎	5
3 取扱量	5
(1) 取扱量として算定する危険物	5
(2) 取扱量の算定基礎	5

第3	政令タンクと少危施設の区分	7
1	1日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備	7
2	1日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備	7
(1)	屋外タンク貯蔵所の場合	7
(2)	屋内タンク貯蔵所の場合	7
(3)	地下タンク貯蔵所の場合	8
第4	同一場所における貯蔵・取扱量の算定	9
1	一工程の施設	9
(1)	政令タンクからの送油を受ける場合	9
(2)	取扱施設に附属する少量貯蔵施設を有する場合	10
2	二工程の以上の施設	13
(1)	貯蔵形態を有しない取扱施設が複数存在する場合	13
(2)	取扱形態を有しない貯蔵場所が複数存在する場合	15
(3)	貯蔵形態と取扱形態が混在する場合	17
第5	一連の工程が防火上有効に区画された場所から他の 場所に連続しているときの規制区分	21
1	貯蔵形態と取扱形態が存在する一工程の設備が連続 している場合	21
2	取扱形態のみの一工程の設備が連続している場合	21
3	取扱形態のみのも二工程以上の設備が連続している場合	22
4	貯蔵形態と取扱形態が混在する二工程以上の設備が連 続している場合	23

※ 凡 例

この指針には、次の略語を使用する。

- 1 指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物・・・少危
- 2 指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物施設・・・少危施設
- 3 指定数量の5分の1未満の危険物・・・微量
- 4 指定数量の5分の1未満の危険物施設・・・微量施設
- 5 指定数量の倍数・・・・・・・・倍数
- 6 第1石油類・・・・・・・・1石
- 7 第2石油類・・・・・・・・2石
- 8 第3石油類・・・・・・・・3石
- 9 第4石油類・・・・・・・・4石
- 10 危険物の規制に関する規則・・・危険物規則
- 11 長崎市火災予防条例・・・・・・・・条例
- 12 危険物の規制に関する政令の適用を受けるタンク・・・・・・・・政令タンク

## 第1 同一場所の判定

危険物施設は、同一場所で貯蔵し又は取り扱う危険物の量により規制区分を決定するが、この「同一場所」とは、次の例によること。

なお、疑義が生じた場合は、予防課危険物係と協議すること。

### 1 屋外の場合

#### (1) 容器又は設備による場合

施設相互間が耐火建築物又は工作物等により防火上有効に隔てられているか、若しくは、防火上有効な離隔距離が確保されている等、施設が独立性を有していると認められる場合はそれぞれ別の場所とみなす。

#### (2) 貯蔵タンクによる場合

原則としてタンクごととするが、次に掲げる場合はそれぞれに示すところによる。

##### ア 屋外タンク

タンク本体相互間が1 m以上離れている場合は（タンク相互が配管により接続されている場合も含む。）はそれぞれのタンクごととし、1 m未満の場合は一の施設として貯蔵量は合算する。

##### イ 地下タンク

次に該当する場合は、一の施設とし貯蔵量は合算する。

(ア) タンクが同一のタンク室に設置されている場合

(イ) タンクが同一の基礎上に設置されている場合

(ウ) タンクが同一のふたで覆われている場合

### 2 屋内の場合

原則として建築物ごととするが、次に掲げる場合はそれぞれに示すところによる。

#### (1) 通 則

耐火構造の床又は壁で他の部分と防火上有効に区画されている場合は、当該区画された場所を同一の場所とする。

ただし、同一工程施設が当該区画から他の区画に連続して設置されているときは、建築物全体又は区画された場所のいずれかによる。（参照；第5）

また、次のア及びイに示すいずれかの措置を行った場合は、当該措置された区域内ごとに同一の場所とみなす。

#### ア 危険物を取り扱う設備

- (7) 危険物を取り扱う設備を、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画する。
- (4) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に幅3m以上の空地を保有する。
- (9) 前(イ)の措置を行う場合において、幅3m以上の空地を保有できない部分の建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱を耐火構造とする。

#### イ 危険物を所蔵する場所

- (7) 貯蔵タンクを、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画する。
  - (4) 危険物収納容器貯蔵場所を、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画する。
- (2) 百貨店等で化粧品等の商品が陳列されている場合  
階ごとに防火上有効に区画されている場合は、当該区画された場所を同一の場所とする。
- (3) 大学、研究所その他これらに類する施設における実験室等の場合  
次のいずれかによること。

ア 階ごとに防火上有効に区画されている場合は、当該区画された場所を同一の場所とする。

イ 建基令第112条第1項の防火区画がされている場合は、当該区画された場所を同一の場所とする。

#### (4) 共同住宅等の場合

管理権限者の異なる場所（通常は各住戸）ごとに同一の場所とする。

ただし、階層住宅等で各住戸へ燃料を供給する施設を有する場合は、予防課危険物係と協議すること。

### 3 屋上の場合

屋上全域を同一の場所とする。

#### 4 その他特殊な場合

##### (1) 新築工事中の現場における場合

原則として、建築物ごととする。

ただし、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている場合は、当該区画された場所を同一の場所とする。

##### (2) 車両系建設機械等に給油する場合

重機等に給油する場所ごととする。

なお、移動タンク等により給油する危険物は、引火点が40℃以上のものとする。

##### (3) シールド工事での場合

縦坑及び掘削機により掘削する部分とする。

なお、掘削機等で貯蔵し又は取り扱う危険物は、引火点が130℃以上のものを100℃未満の温度で貯蔵し又は取り扱う場合に限る。

## 第2 危険物の倍数算定の一般的な目安

### 1 貯蔵と取扱の区分

危険物の規制にかかる倍数の算定は、同一の場所における危険物を貯蔵形態及び取扱形態に区分し、貯蔵形態にかかるものは貯蔵量とし、取扱形態にかかるものは取扱量として、それぞれに倍数を算定し、各形態ごとに規制の区分を判定する。

### 2 貯蔵量

#### (1) 貯蔵量として算定する危険物

貯蔵量は、タンク又は容器により、貯蔵された危険物量を算定する。

ただし、次に掲げるものは取扱タンク又は設備として、貯蔵量としての算定は行わない。

#### ア 取扱タンク

行程中において危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクであって、次に掲げるものは、取扱タンクとして規制する。

##### (ア) 物理的調整を行うタンク

量、流速、圧力等の調整を目的としたもので、回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク等

##### (イ) 物理的操作を行うタンク

混合、分離等の操作を目的とするもので、混合（溶解を含む。）タンク、静置分離タンク等

##### (ロ) 単なる化学的処理を行うタンク

中和、熟成等の目的のため貯蔵又は滞留状態において、著しい発熱を伴わない処理を行うもので、中和タンク、熟成タンク等

#### イ 設備

タンクと類似の形状等を有するものであっても、次の用途又は構造のものは設備として規制する。

##### (ア) 危険物を沸点を超えるような高温状態で取り扱うもの

##### (イ) 蒸留塔、清留塔、分留塔、吸収塔、抽出塔

##### (ロ) 反応槽

##### (ハ) 分離器、ろか器、脱水器、熱交換器、蒸発器、凝縮器

##### (ニ) 工作機械等と一体（内蔵された）とした構造の油圧用タンク、切削油タンク及び作動油タンク



- (カ) 機能上、常時開放して使用するもの
- (キ) 機能上、移動する目的で使用するもの

## (2) 貯蔵量の算定基礎

貯蔵量を算定する場合は、次によること。ただし、違反処理を伴う場合は実容量で算定すること。

ア タンクの場合は、内容積の90パーセントの容量

イ 容器の場合は、危険物規則第39条の3第2項から第6項（条例第31条の2第19号イで例による場合を含む。）により、表示が義務づけられているので、当該表示された数量とする。

なお、表示がされていない容器については表示を指導する。

## 3 取扱量

### (1) 取扱量として算定する危険物

取扱量は、前2（1）に該当しない形態での危険物の滞留、流動及び位置の移動等を伴う一切の行為を算定する。

ただし、次に掲げる行為は貯蔵に伴う取扱として取扱数量には算定しない。

ア 貯蔵タンクに危険物を注入する行為

イ 容器貯蔵場所へ危険物容器を搬入又は当該場所から搬出する行為

### (2) 取扱量の算定基礎

ア 1日を単位とする最大取扱量をもって算定する。

イ 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱については、瞬間最大停滞量をもって算定する。

ウ ボイラー、発電設備等による危険物の消費にかかわるものについては、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

ただし、消費量よりサービスタンクの容量（内容積の90パーセントの容量。以下同じ。）が大なる場合は、サービスタンク容量とする。

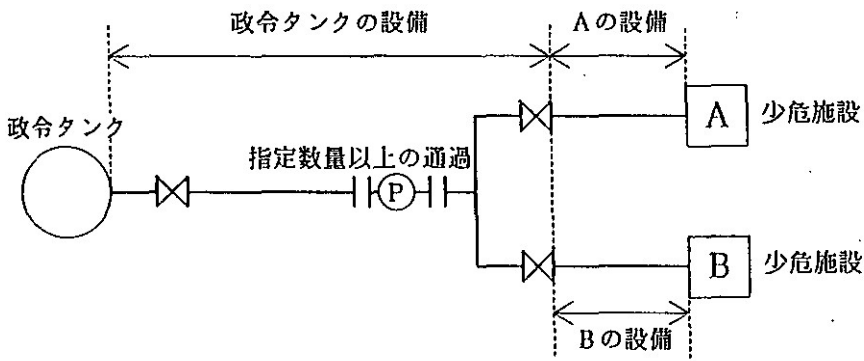
エ ボイラー、発電設備等による危険物の消費にかかわるもので、第5、3及び第5、4の例のように、二工程以上の設備が防火上有効に区画された場所から他の場所に連続して設置されている場合の一の区画内の取扱量の算定は、次によること。

(7) ボイラー等の消費部分は、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

- (イ) サービスタンクの部分は、サービスタンクの容量とする。
- (ウ) ポンプ設備の部分は、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれが大なる数量（前(ア)と同じ数量となる。）をもって算定する。
- (エ) 同一工程のボイラー等、サービスタンク及びポンプのいずれか2つ以上が同一区画内に設置されている場合は、区画内の各部分の取扱量を前(ア)～(ウ)により算定した数値の大なる数量とする。

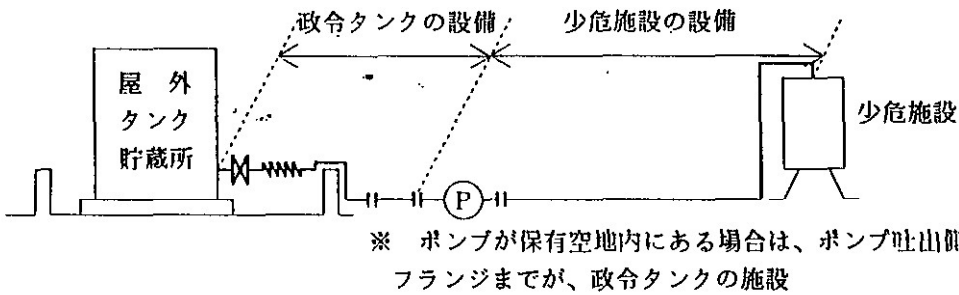
### 第3 政令タンクと少危施設の区分

#### 1 1日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備

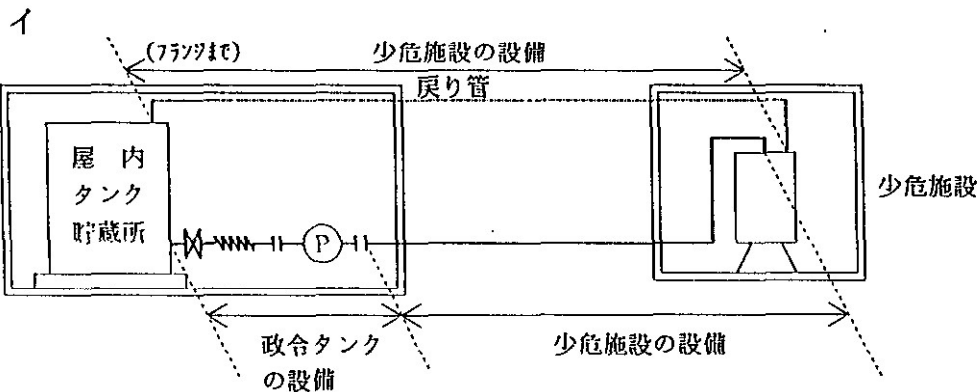
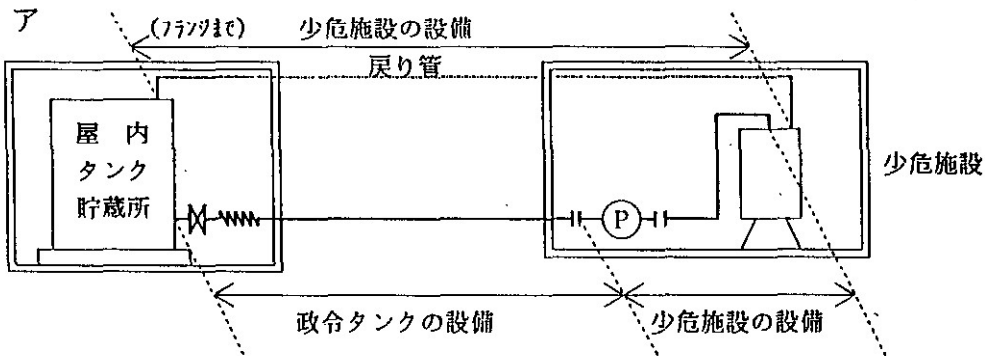


#### 2 1日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備

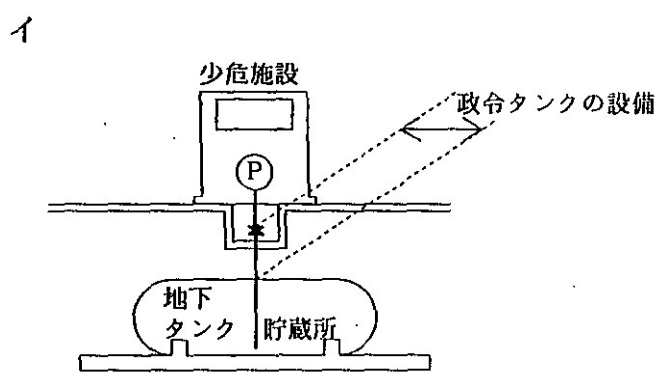
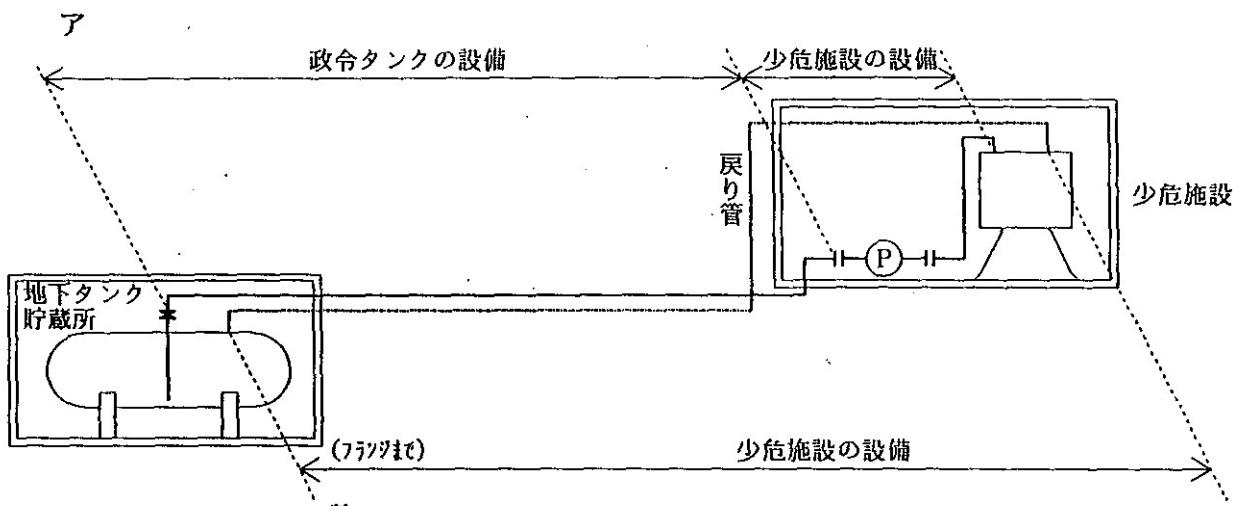
##### (1) 屋外タンク貯蔵所の場合



##### (2) 屋内タンク貯蔵所の場合



(3) 地下タンク貯蔵所の場合

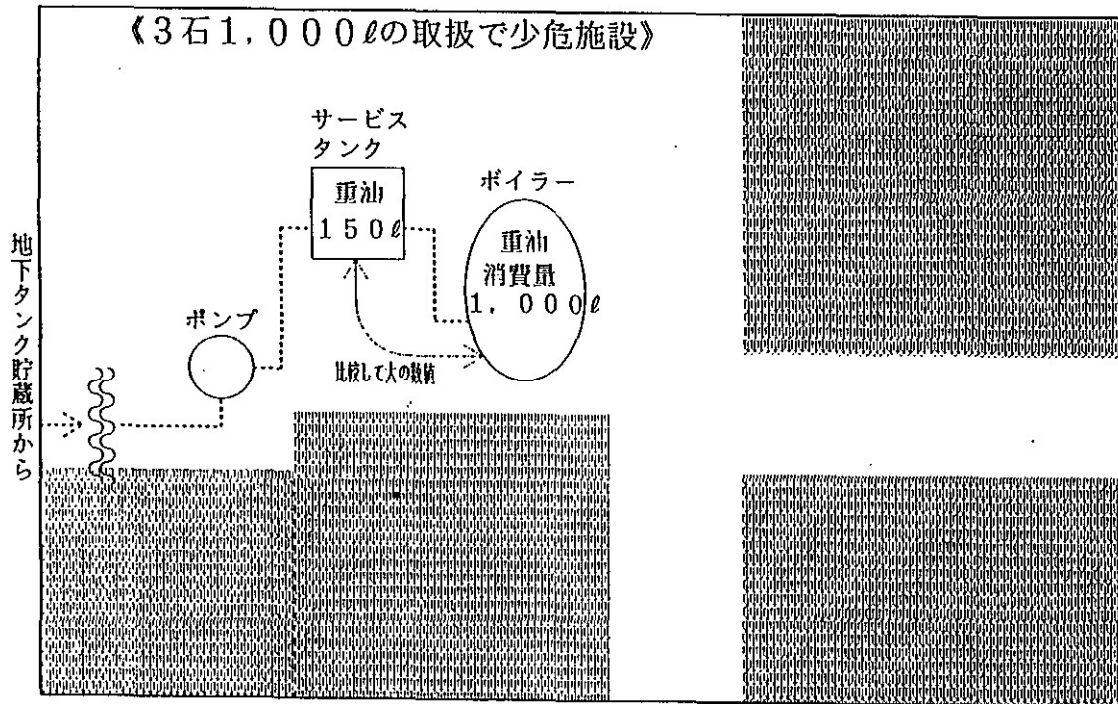


第4 同一場所における貯蔵・取扱量の算定

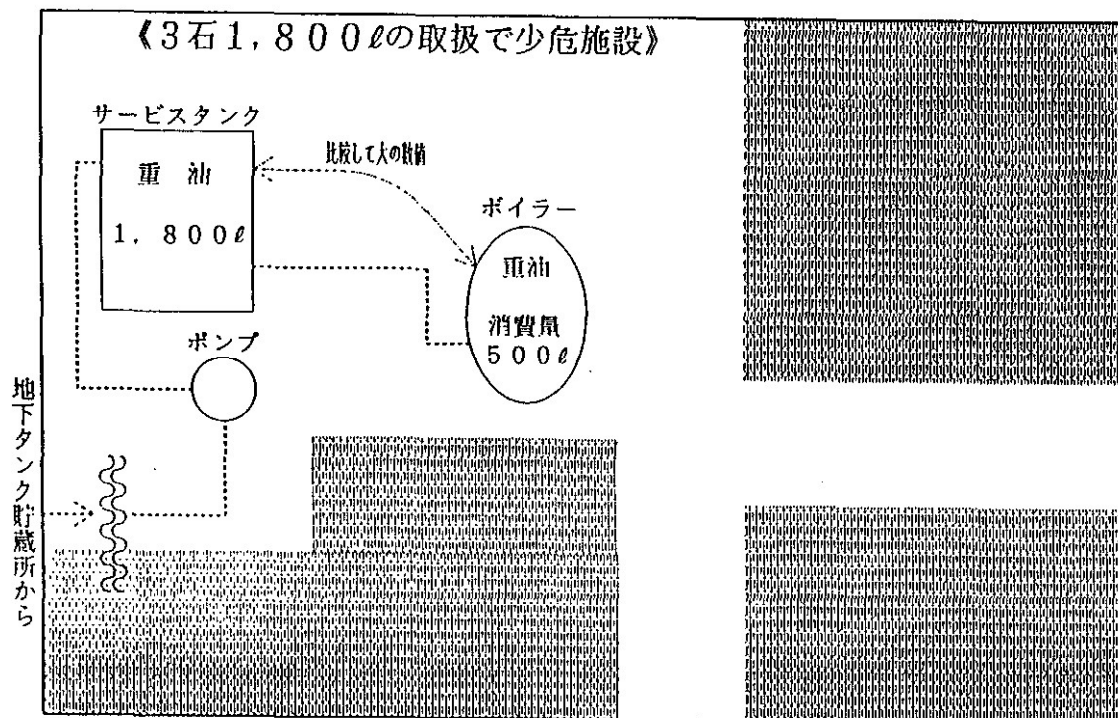
1 一工程の施設

(1) 政令タンクからの送油を受ける場合

ア サービスタンク容量より消費量が多い場合は、消費量が取扱量となる。



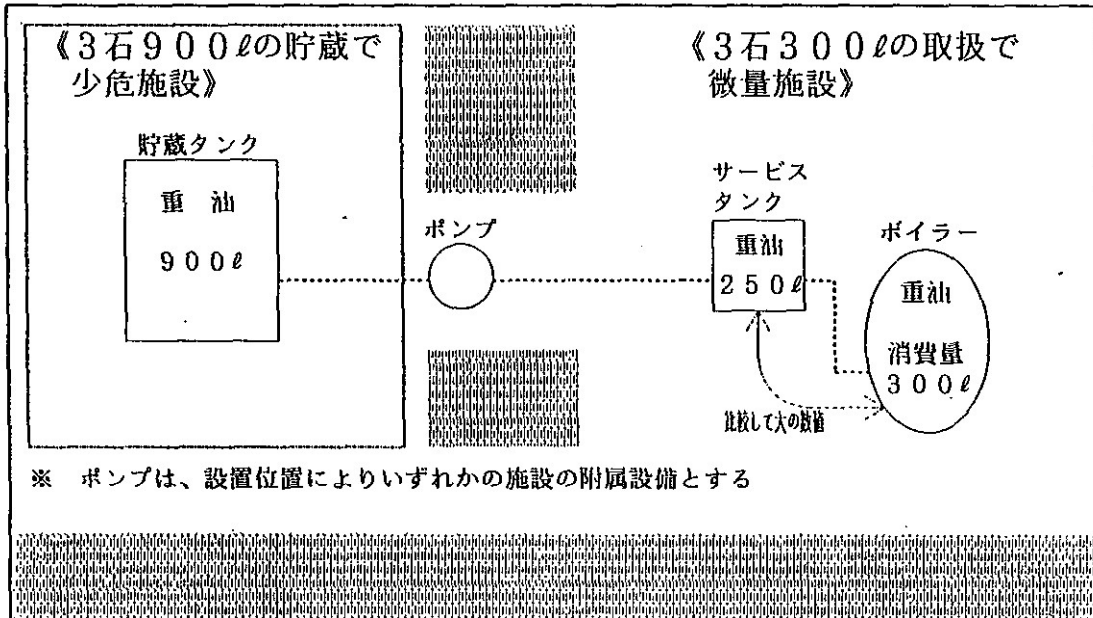
イ サービスタンクの容量が消費量より大きい場合は、サービスタンクの容量が取扱量となる。



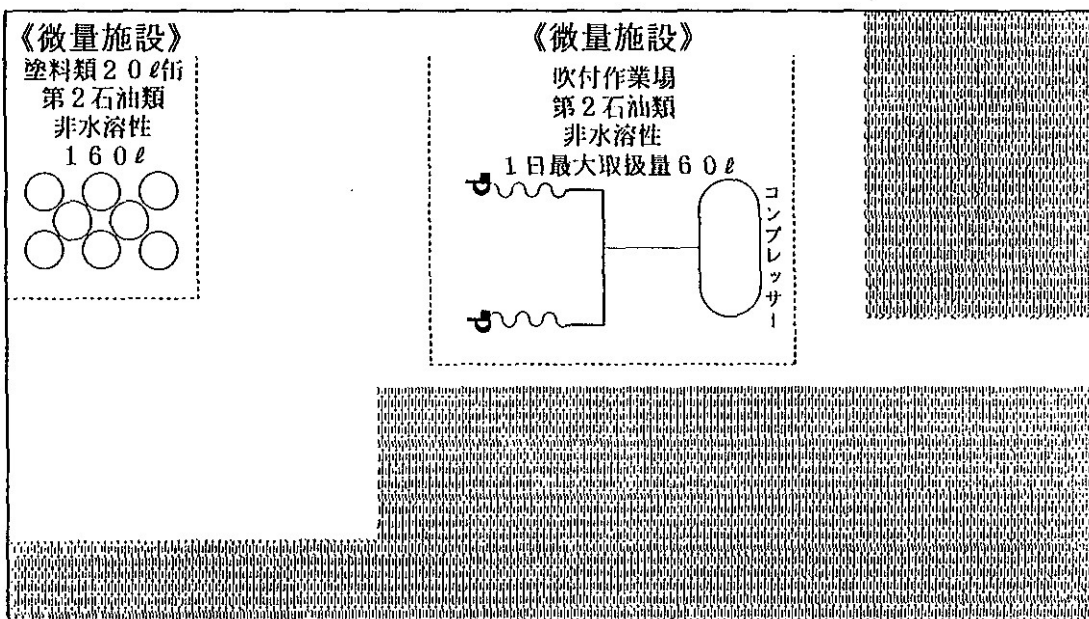
(2) 取扱施設に附属する少量貯蔵施設を有する場合

貯蔵形態部分の貯蔵量と取扱形態部分の取扱量を算出し次により規制する。

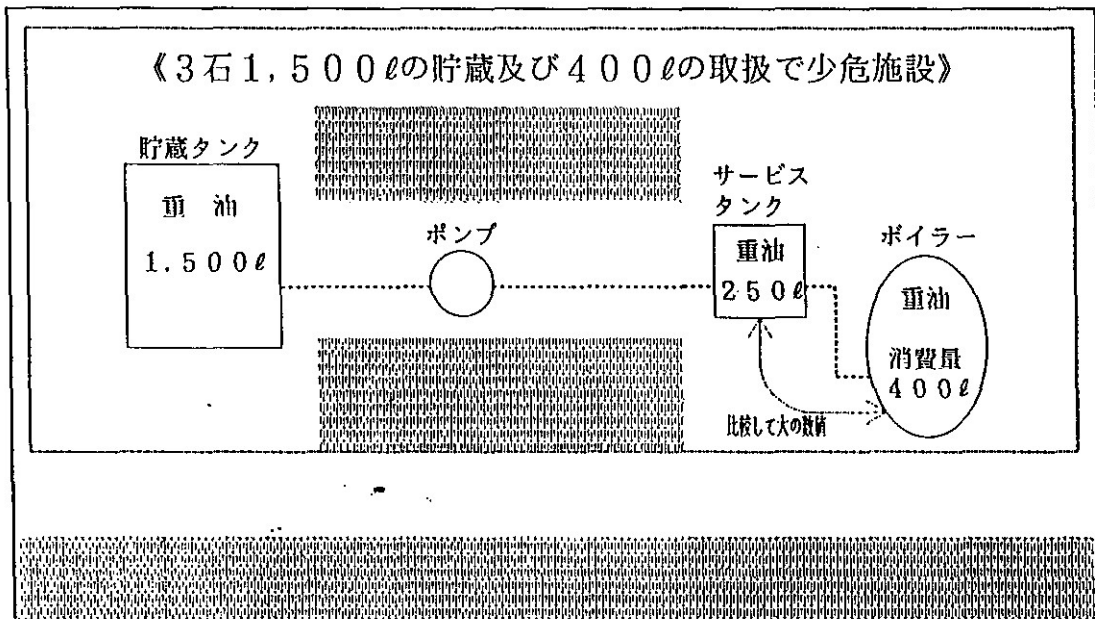
ア 貯蔵量又は取扱量のいずれか1方が微量となる場合は、少危となる形態部分のみを一の少危施設とし、微量となる形態部分には、少危施設にかかる条例の規定は適用しない。



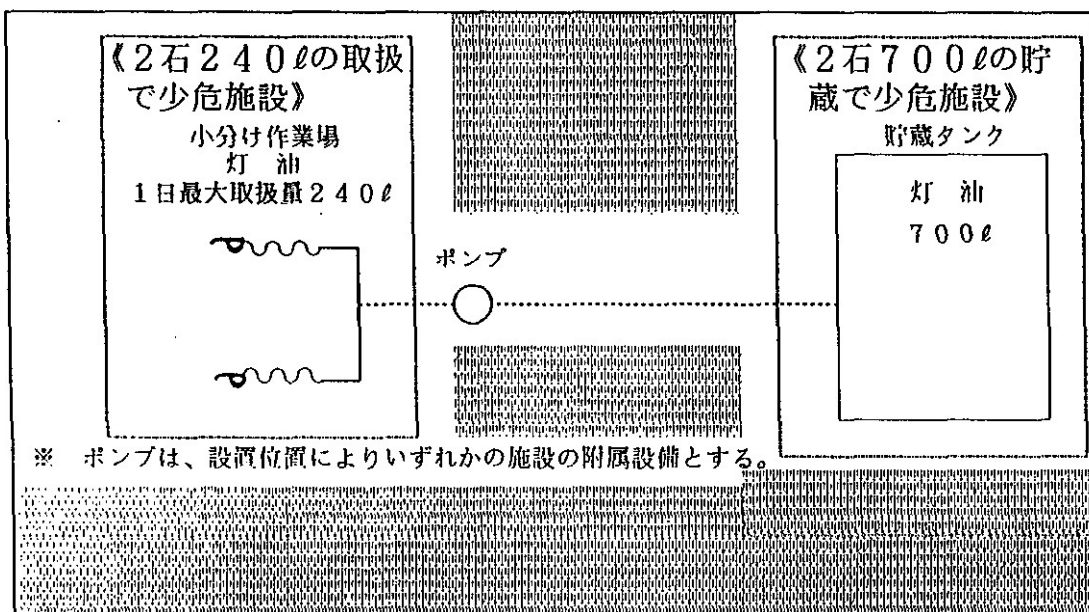
イ 貯蔵量及び取扱量の両方とも微量となる場合は、両形態施設ともに少危施設にかかる条例の規定は適用しない。



ウ 貯蔵量及び取扱量の両方とも少危となる場合で、貯蔵量と取扱量の倍数を合計してみて1未満であるときは、両施設を一の少危施設とすることができる。

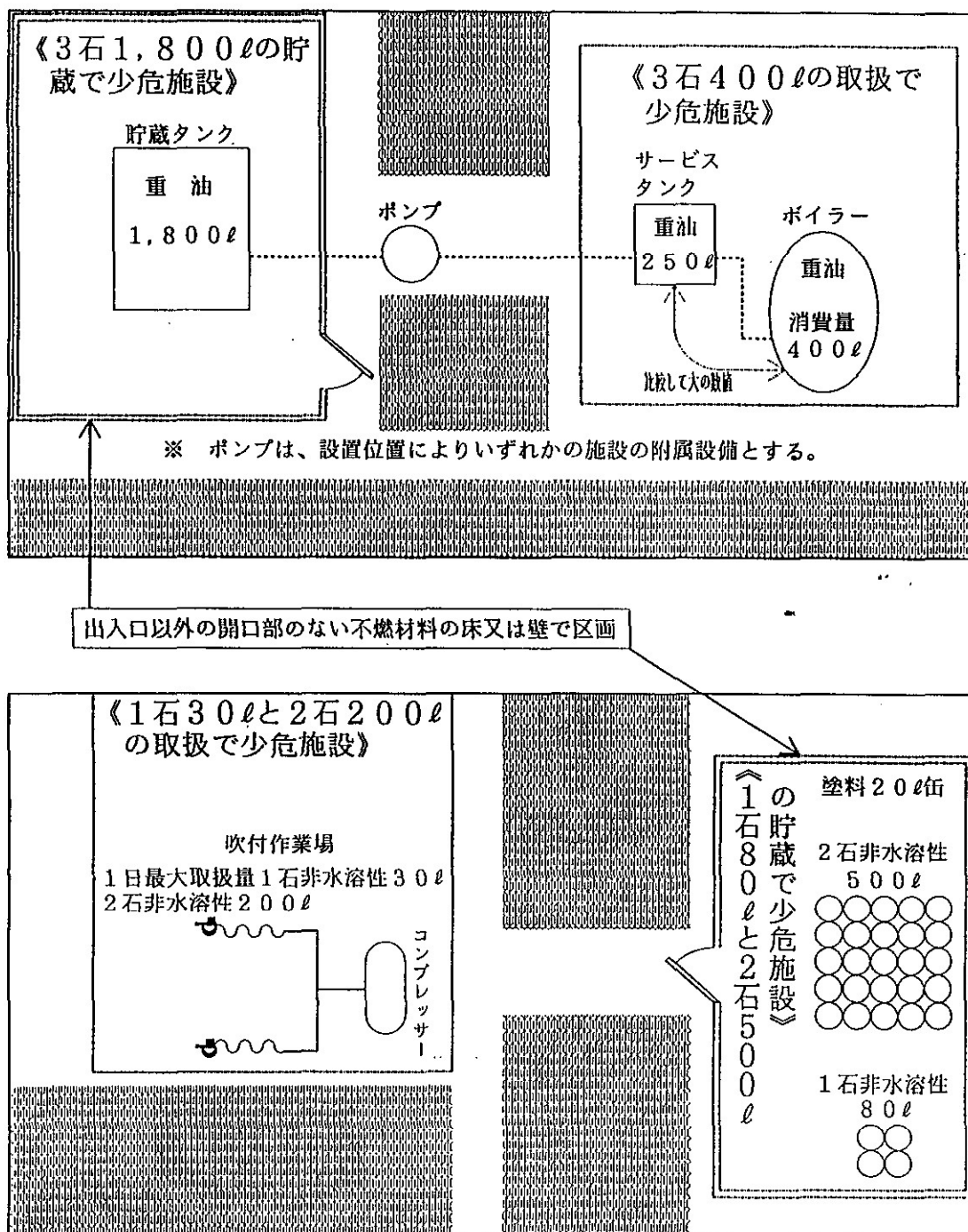


エ 貯蔵量及び取扱量の両方とも少危となる場合で、貯蔵量と取扱量の倍数を合計してみて1未満であるときは、貯蔵施設と取扱施設を区分して二の少危施設とすることができる。



オ 貯蔵量及び取扱量の両方とも少危となる場合で、貯蔵量と取扱量の倍数を合計してみて1以上であるときで、新設にかかるものについては、貯蔵施設を第1、2(1)イの区画をさせるか、若しくは、別の場所（タンクの場合は、タンク専用室、地下又は屋外に限る。）に設置させるよう指導すること。

また、既設の施設については、新設同様の指導を原則とするが、事前に予防課危険物係と協議すること。

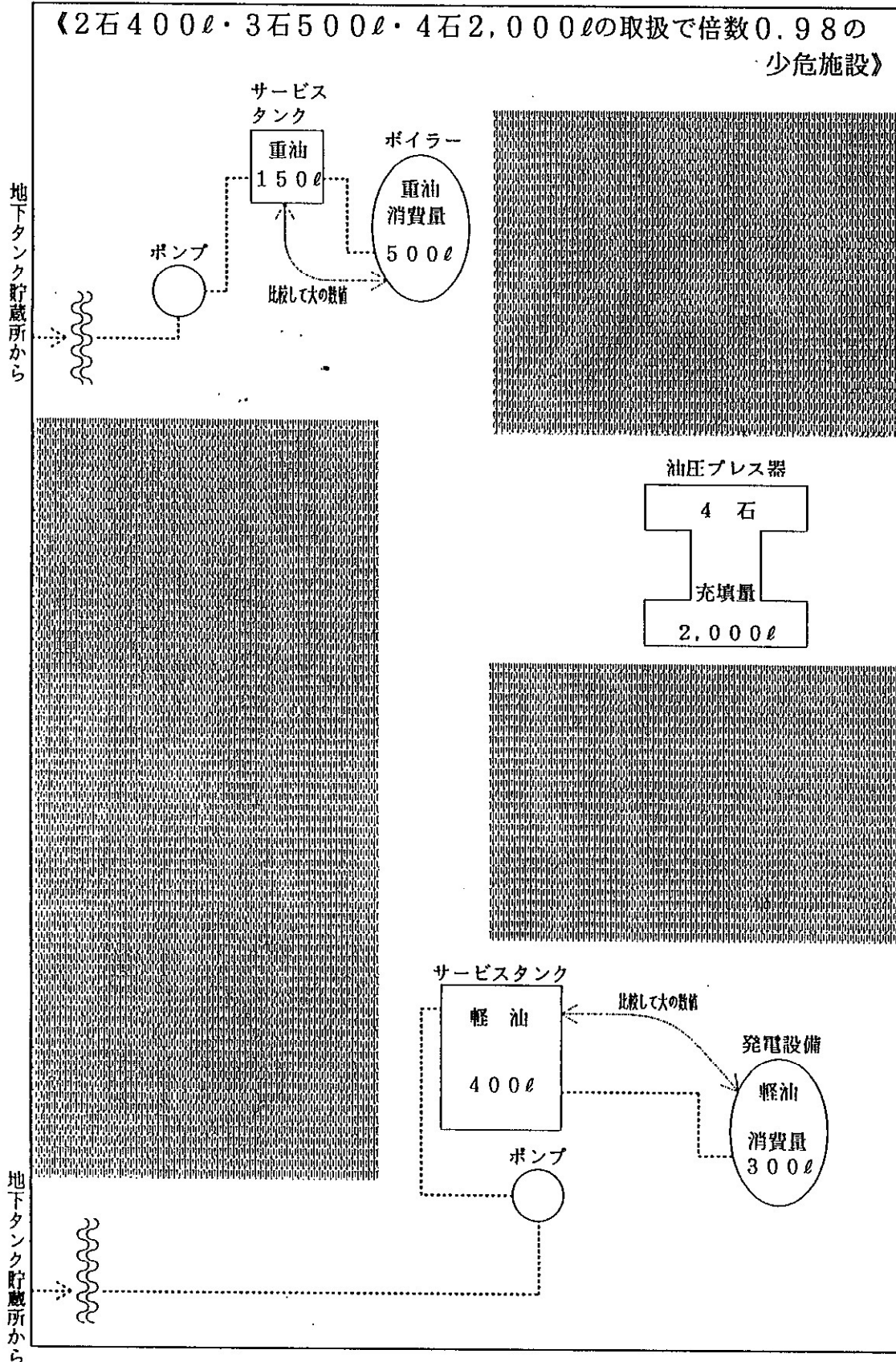




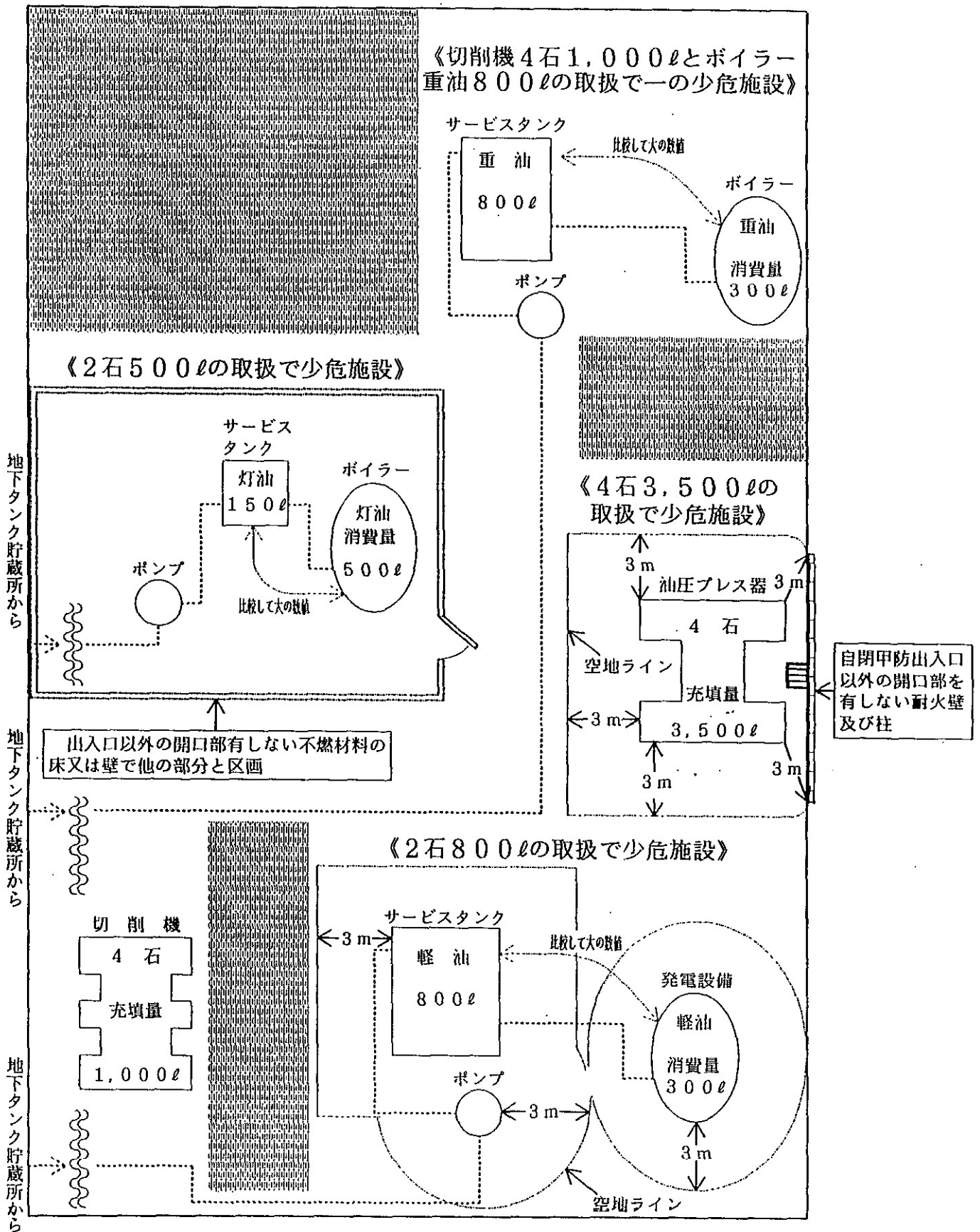
## 2 二工程以上の施設

### (1) 貯蔵形態を有しない取扱施設が複数存在する場合

ア 各施設ごとの取扱量の倍数を合算し、全体を一の少危施設とする。

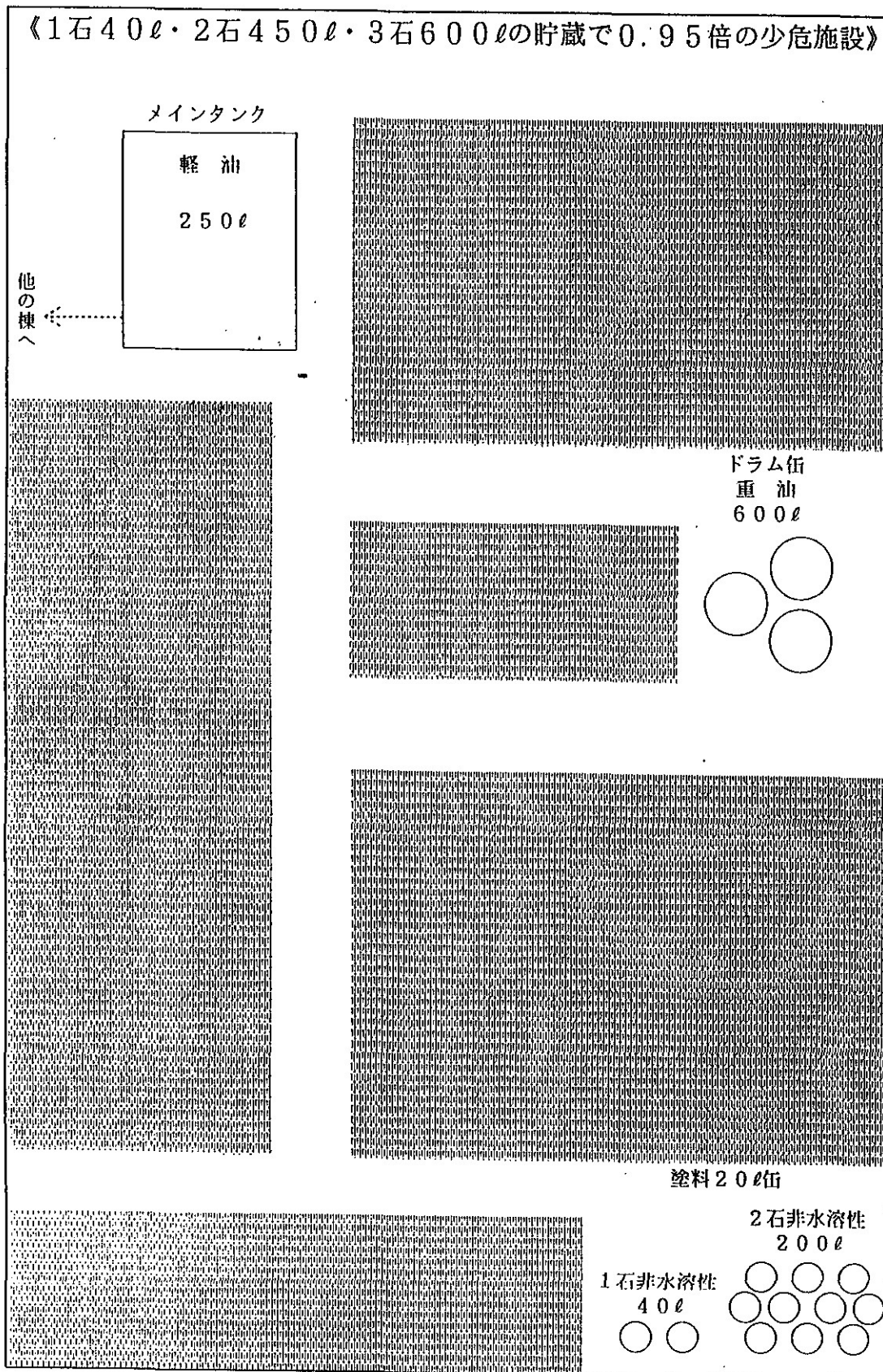


イ 第1、2(1)アに規定するいずれかの措置がなされた施設については、それぞれを一の少危施設とし、さらに残りの措置できない施設全てを一の少危施設として規制することができる。

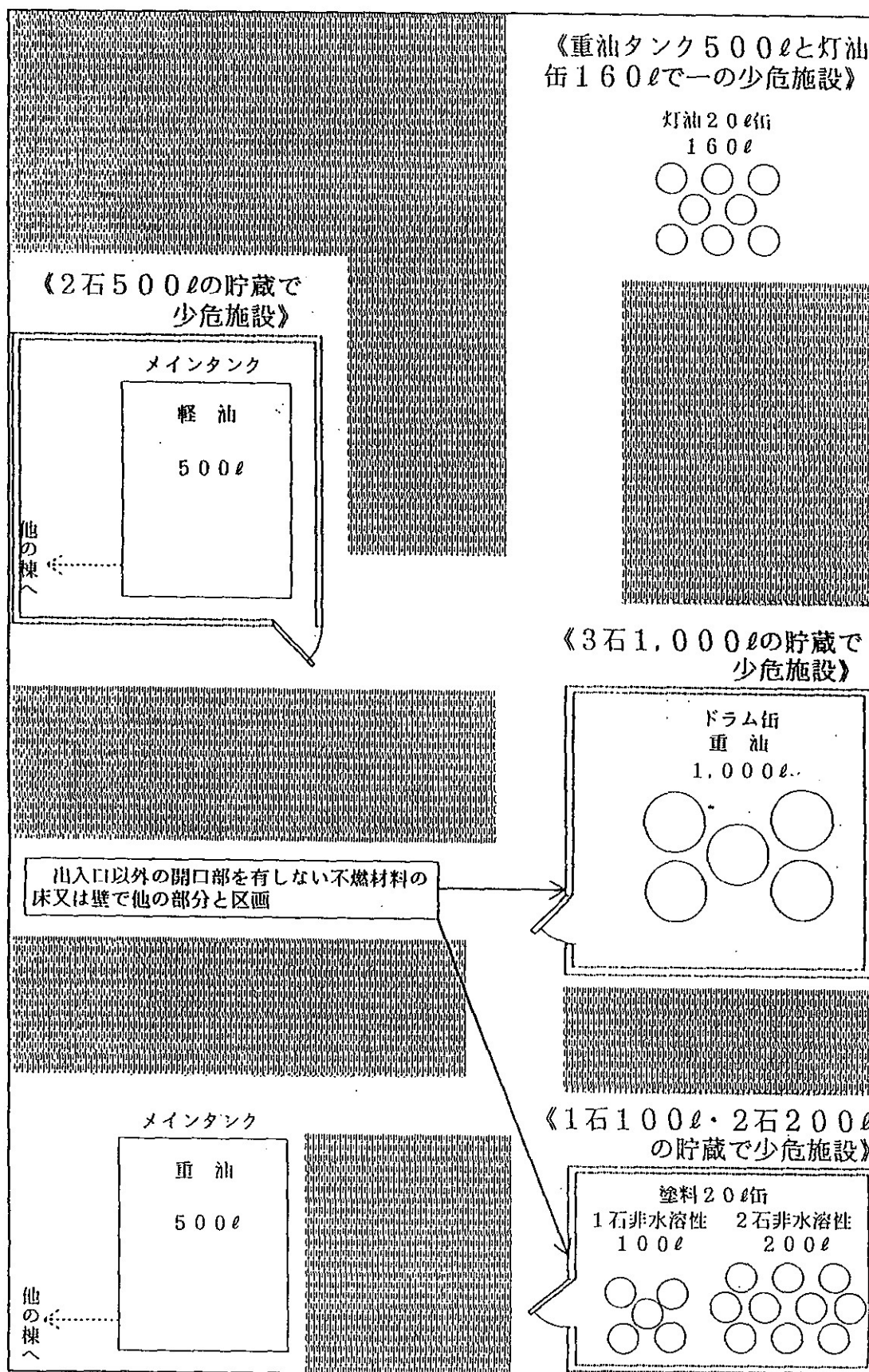


(2) 取扱形態を有しない貯蔵場所が複数存在する場合

ア 各貯蔵場所ごとの貯蔵の倍数を合算し、全体を一の少危施設とする。



イ 第1、2(1)イに規定するいずれかの措置がなされた施設については、それぞれを一の少危施設とし、さらに残りの措置できない施設全てを一の少危施設として規制することができる。

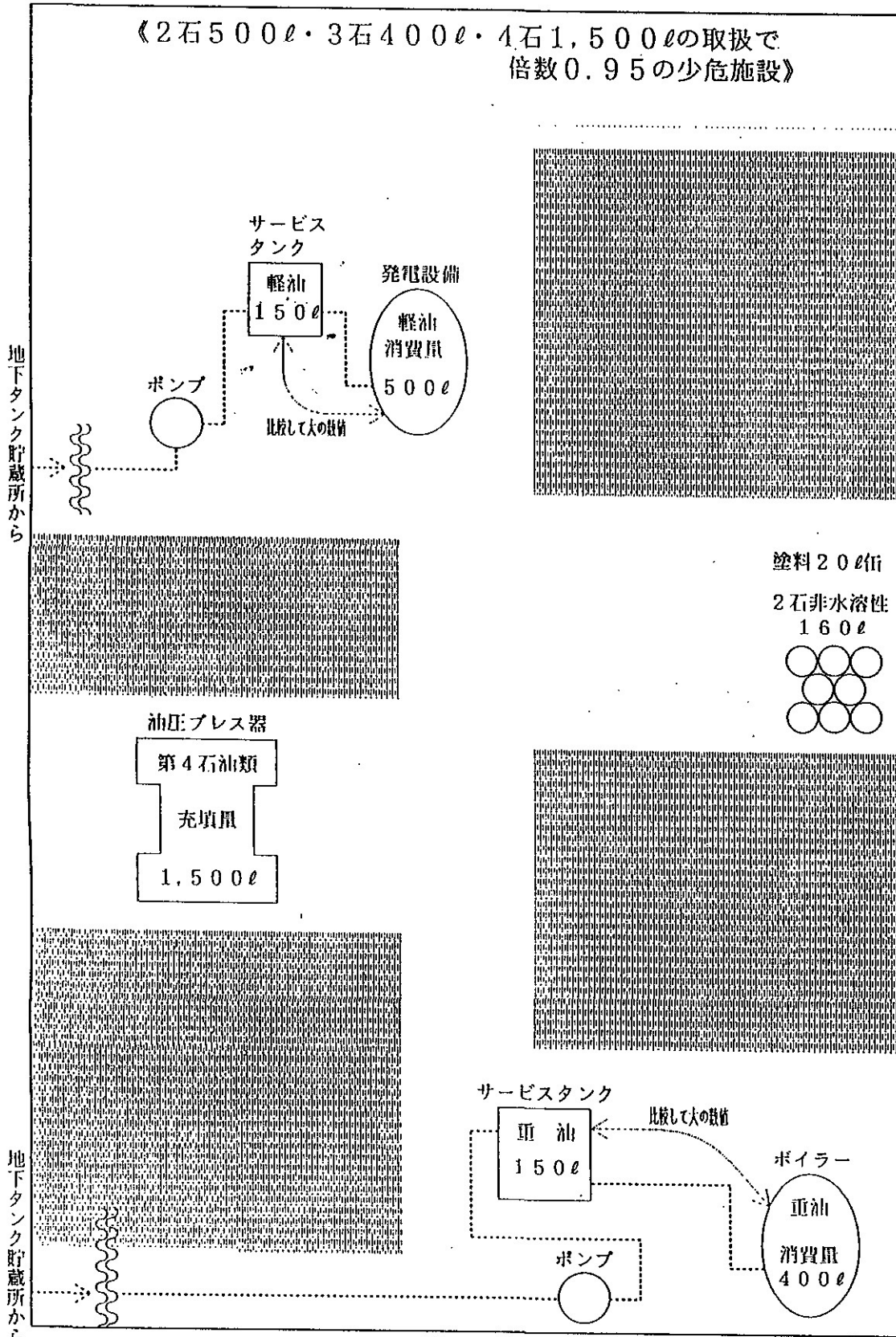


(3) 貯蔵形態と取扱形態が混在する場合

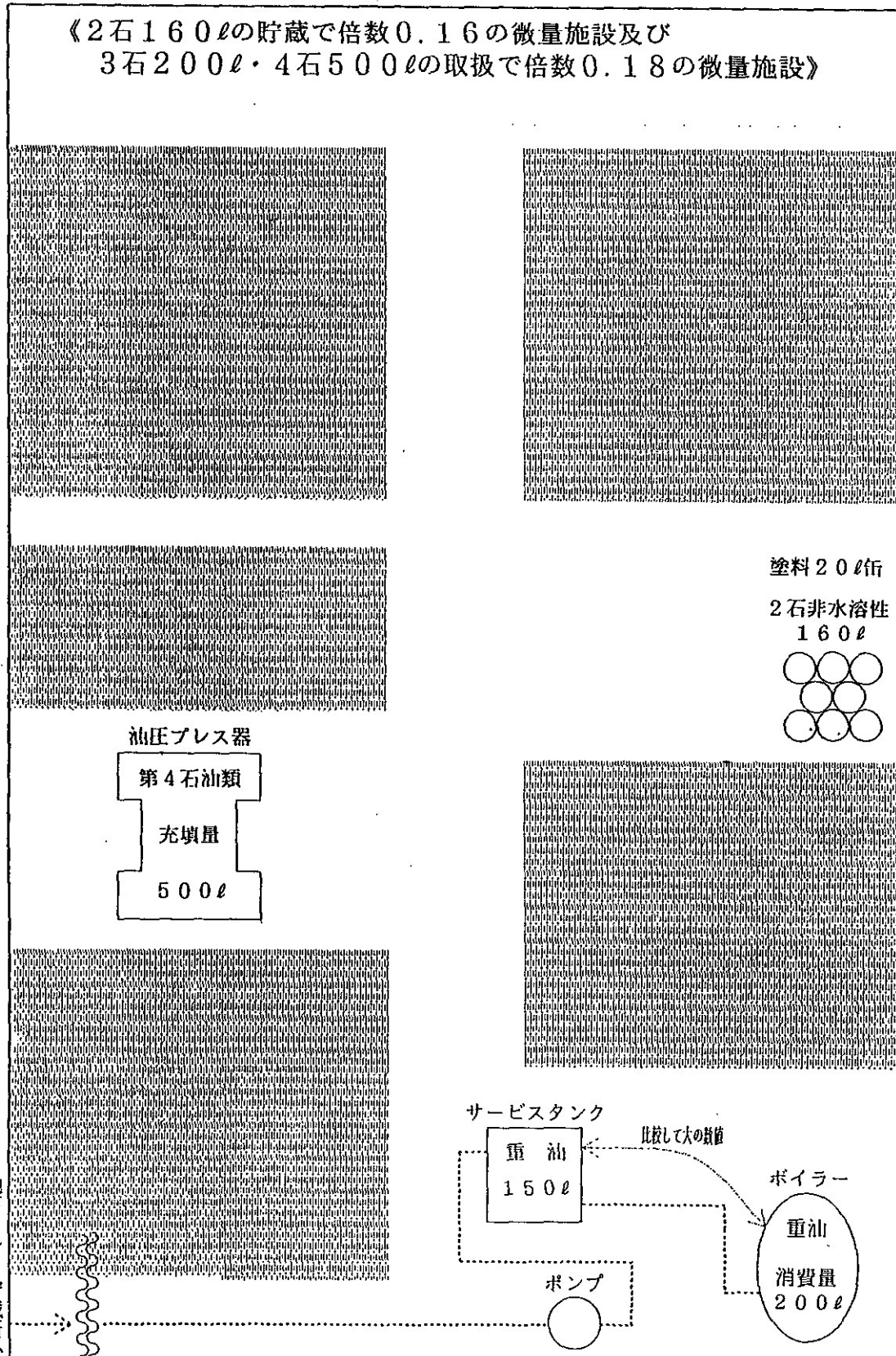
貯蔵形態部分の貯蔵量と取扱形態部分の取扱量を各形態ごとに倍数を合算し、次により規制する。

ア 貯蔵量又は取扱量のいずれか一方が微量となる場合は、少危となる形態部分の全てを一の少危施設として規制し、微量となる形態部分は少危施設にかかる条例の規定は適用しない。

《2石500ℓ・3石400ℓ・4石1,500ℓの取扱で  
倍数0.95の少危施設》



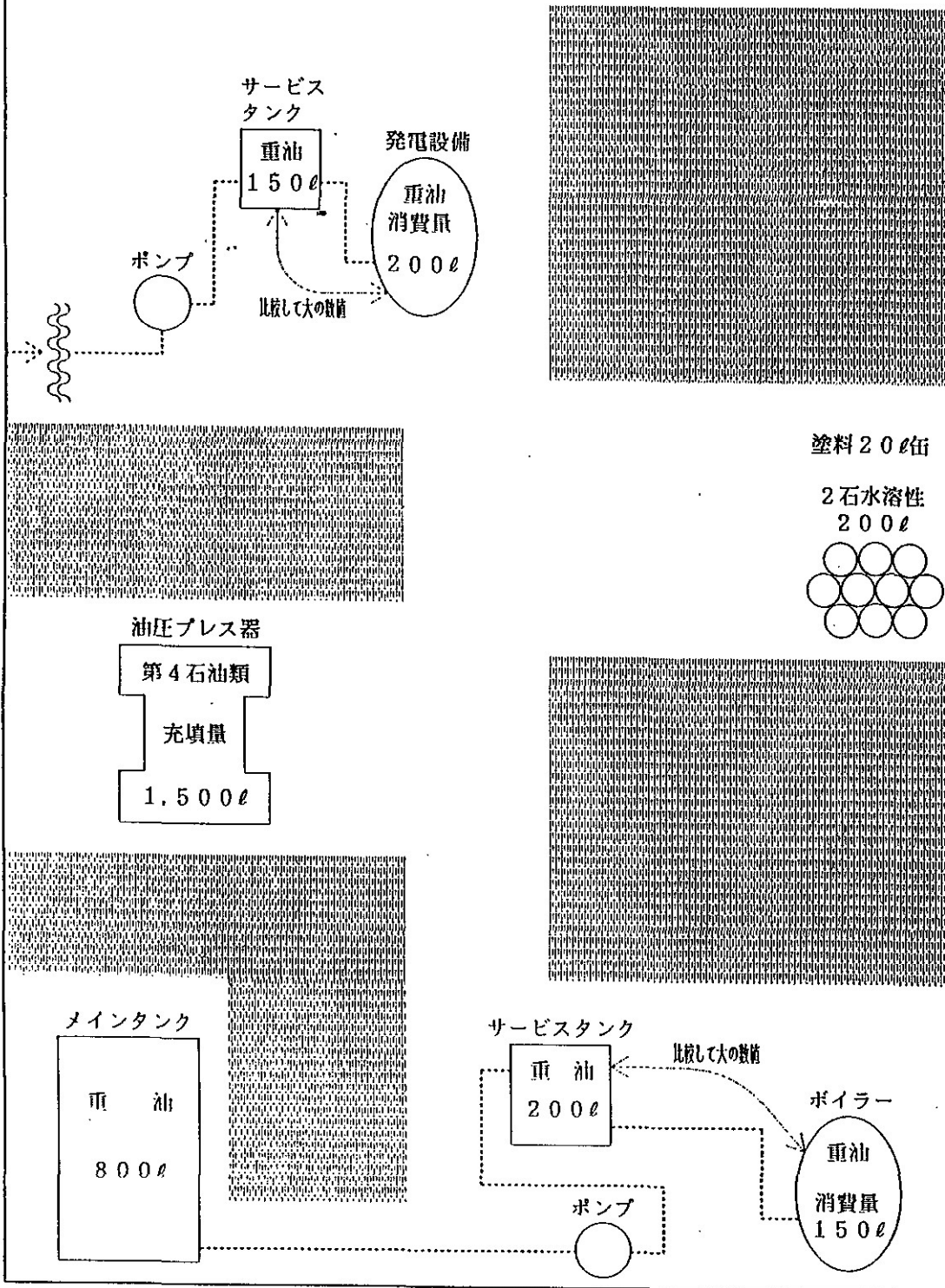
イ 貯蔵量又は取扱量の両方とも微量となる場合は、両形態施設ともに少危施設にかかる条例の規定は適用しない。



ウ 貯蔵量及び取扱量の両方とも少危となる場合で、貯蔵量と取扱量の倍数を合算してみて1未満であるときは、全体を一の少危施設として、全ての施設を規制する。

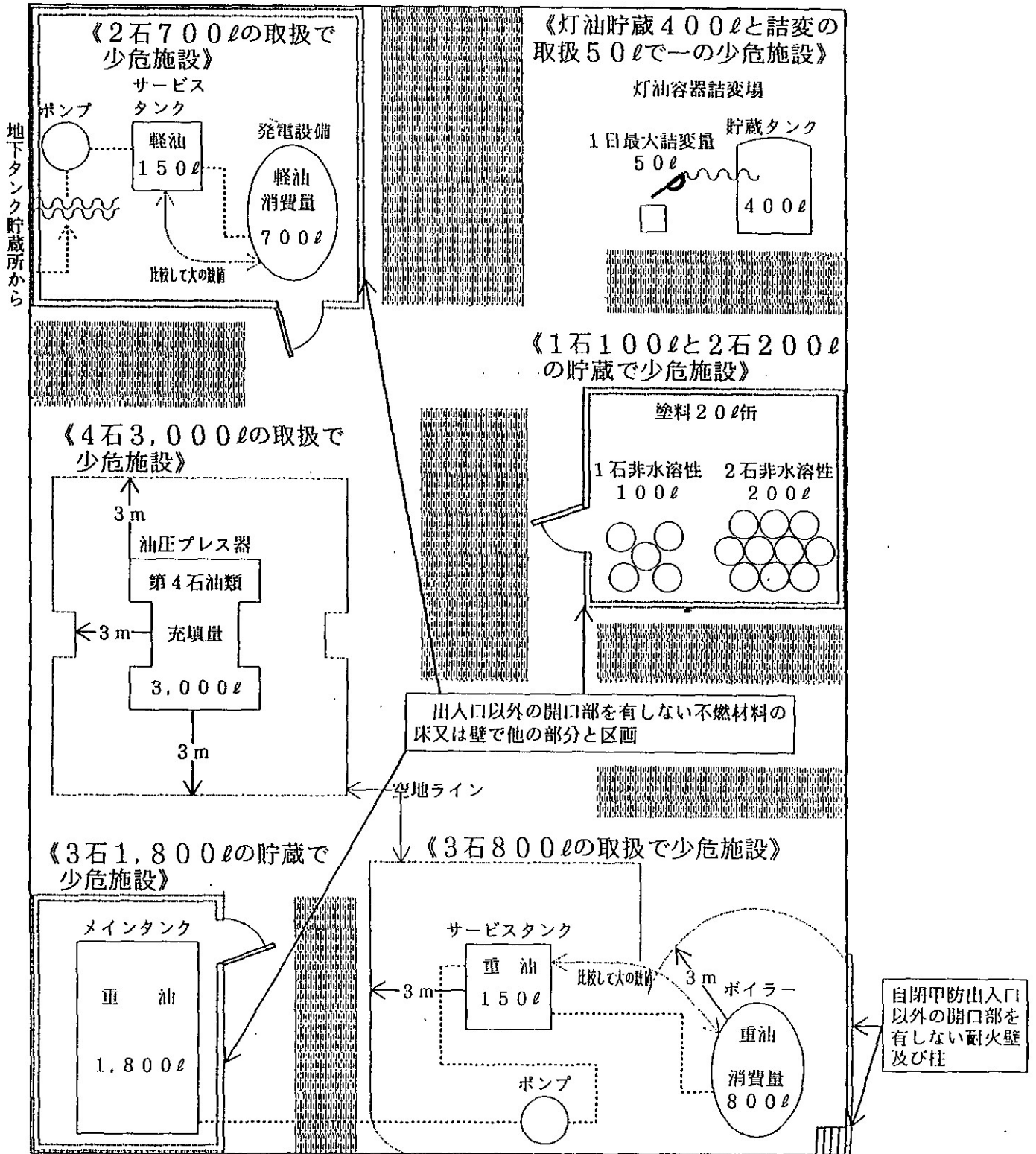
《2石200ℓ・3石800ℓの貯蔵で倍数0.5の貯蔵及び  
3石400ℓ・4石1,500ℓの取扱で倍数0.45の取扱で少危施設》

地下タンク貯蔵所から



エ 貯蔵量及び取扱量の両方とも少危となる場合で、貯蔵量と取扱量の倍数を合算してみて1以上であるときで、新設にかかるものについては、第1、2(1)ア及びイに規定するいずれかの措置がなされた施設については、それぞれを一の少危施設とし、さらに残りの措置できない施設全てを一の少危施設として規制することができる。

また、既設の施設については、新設同様の措置を原則とするが、事前に予防課危険物係と協議すること。

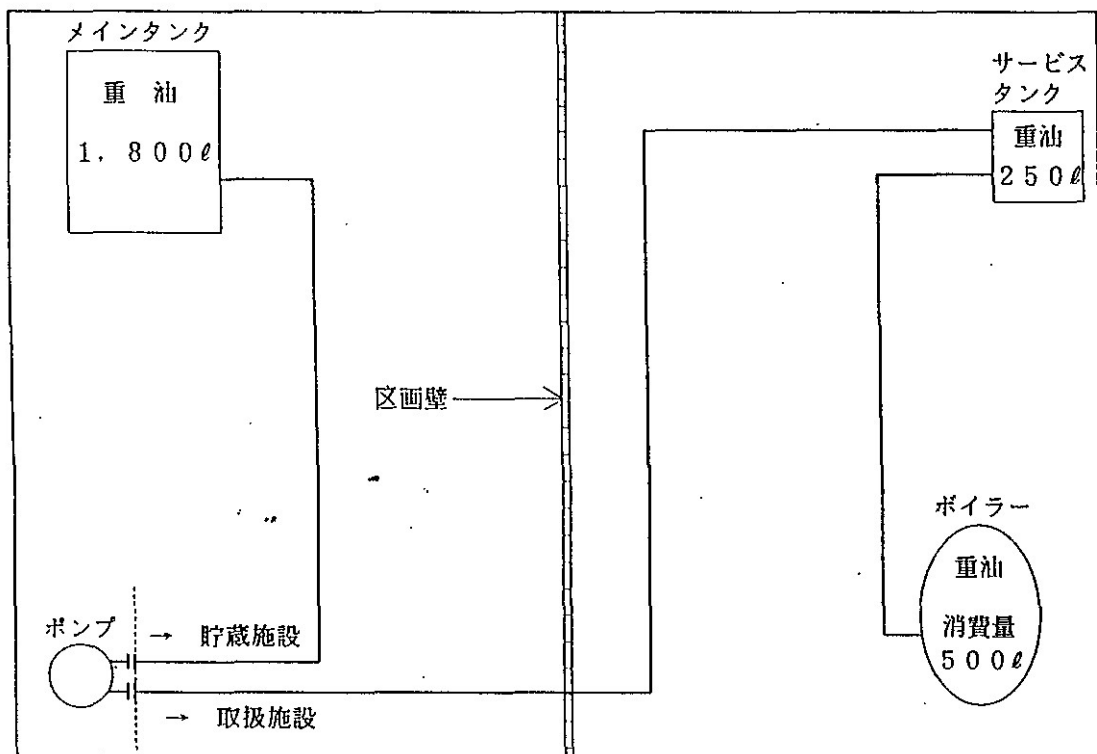




第5 一連の工程が防火上有効に区画された場所から他の場所に連続しているときの規制区分

1 貯蔵形態と取扱形態が存在する一工程の設備が連続している場合

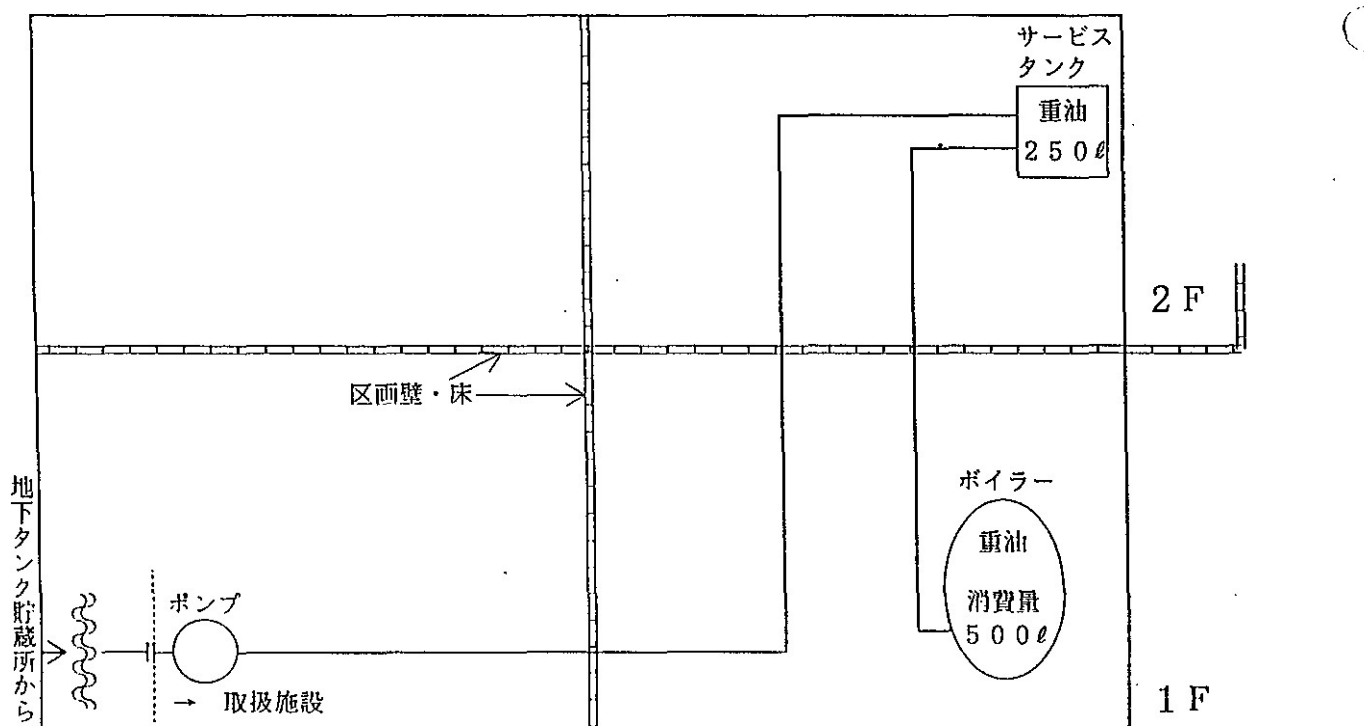
貯蔵形態と取扱形態の二の少危施設となり、各形態ごとに施設全体を規制の対象とする。



※ ポンプは、タンク専用室に設置するときは貯蔵施設の附属設備とし、タンク専用室以外の場所に設置するときは取扱施設の附属設備とする。

2 取扱形態のみの一工程の設備が連続している場合

一の少危施設となり、一連の工程にかかる施設全体を規制の対象とする。



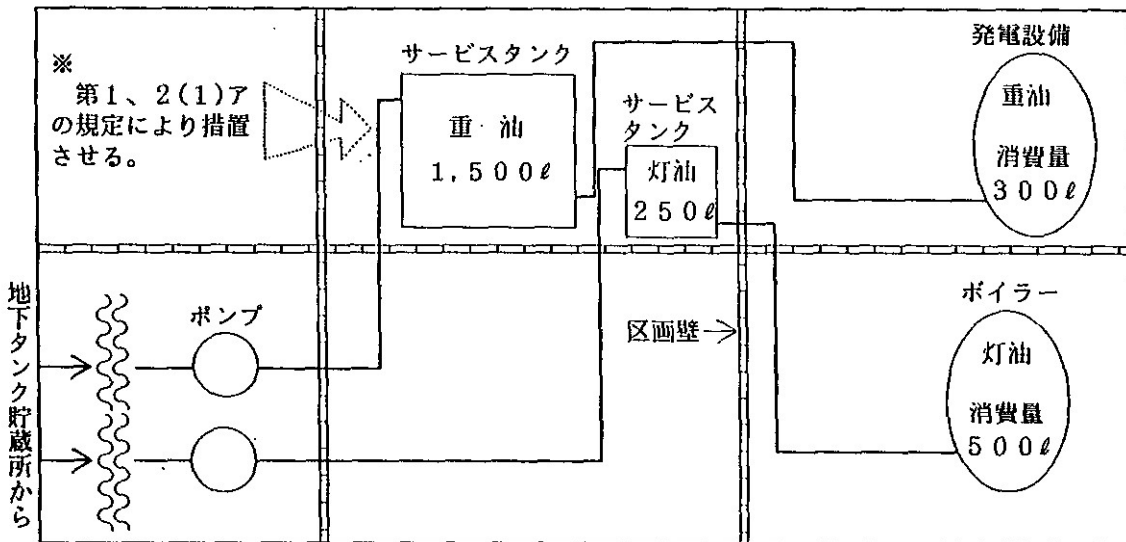
3 取扱形態のみの二工程以上の設備が連続している場合

(1) 一工程の全体を一の少危施設とし、それぞれの工程かかる施設全体を規制の対象とする。

ただし、工程が異なる設備が同一区画内に設置された場合で、倍数を合計してみて1以上となる区画があるときは、当該区画内の設備を第1、2(1)アに規定するいずれかの措置を行うよう指導する。

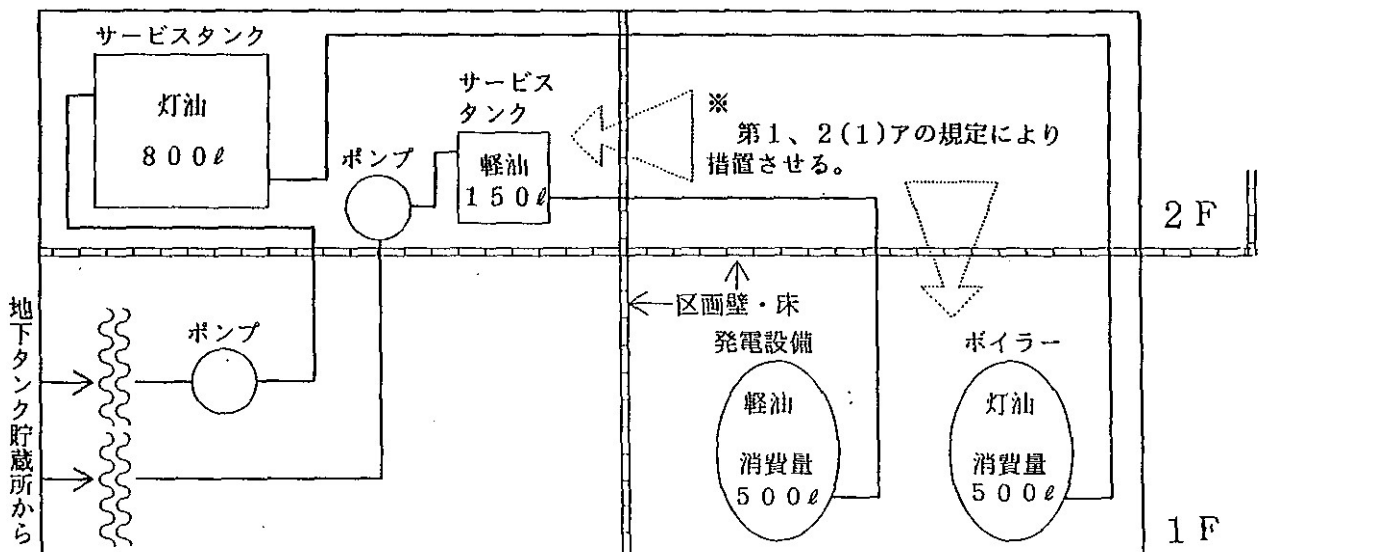
ア

《取扱量重油1,500ℓの発電設備と取扱量灯油500ℓのボイラーの二の少危施設》



イ

《取扱量軽油500ℓの発電設備と取扱量灯油800ℓのボイラーの二の少危施設》

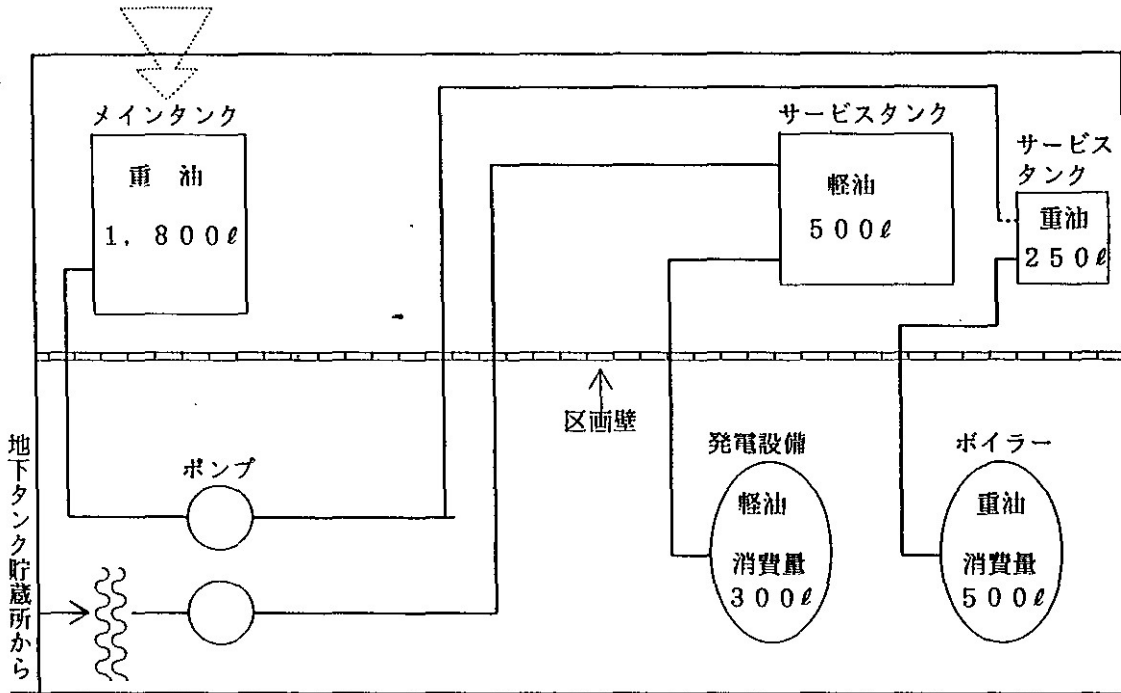


4 貯蔵形態と取扱形態が混在する二工程以上の設備が連続している場合

- (1) 新設の施設で、同一区画内の貯蔵量の倍数と取扱量の倍数を合算してみても、1以上となる場合は貯蔵形態部分を第1、2(1)イに規定するいずれかの措置を行うよう指導し、貯蔵形態部分を一の少危施設とし、取扱形態部分は前3の例により規制する。

なお、既設のものについても新設同様の措置を原則とするが、事前に予防課危険物係と協議すること。

※ 第1、2(1)イの規定により措置させる。



- (2) 同一区画内の貯蔵量の倍数と取扱量の倍数を合算してみても、1未満となる場合は貯蔵形態部分を一の少危施設とし、取扱形態部分は前3の例により規制する。

